

障害者雇用促進企業登録申請要領

本要領に従い申請願います。

本申請書及び添付資料で収集した個人情報については、審査にのみ使用します。

【受付時期及び有効期間】

対象	申請受付期間	左記申請受付時の有効期間
更新・新規事業者	6月1日から8月31日まで	10月1日から9月30日まで(1年間)
新規事業者	9月1日から11月30日まで	1月1日から9月30日まで(9か月)
	12月1日から2月末日まで	4月1日から9月30日まで(6か月)
	3月1日から5月31日まで	7月1日から9月30日まで(3か月)

【記入方法】

① 業種

業種を記入する。別表2に該当する業種の場合は表のとおり記載する。

② 資本額

最新の資本金を記入する。中小事業者の範囲は別表1参照（大企業は申請不可。基準となる従業員数は法人全体の数）。

③ 障害者雇用状況報告書の提出の有無

公共職業安定所へ障害者雇用状況報告書〔厚生労働省告示様式第6号〕を提出した事業者は「有」に、提出していない事業者は「無」に丸をすること。報告書の提出有無に応じた書類の添付が必要となる。

※障害者雇用状況報告書（以下「報告書」。）とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）第43条第7項に基づき、障害者の雇用状況を毎年厚生労働大臣に報告する際の様式。企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が43.5人以上の事業主（一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げる法人）については常用雇用労働者が38.5人以上の事業主）は報告義務がある。

以下④～⑧については、県外事業所がある場合は除外し、県内事業所分のみを対象とし算出すること。報告書を提出している事業者についても、県内事業所分のみを抜き出し記載すること。

④ 常用雇用労働者の数

（報告書の公共職業安定所への提出が「有」の方）

報告書の「常用雇用労働者の数」を記入すること。

(報告書の公共職業安定所への提出が「無」の方)

以下イ、ロの人数を元に「 $イ + (ロ \times 0.5)$ 」を算出し記入すること。なお、イ、ロいずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されている者が対象。

- イ 常用雇用労働者（短時間労働者を除く）：1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者
 - ロ 短時間労働者：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者
- ※1週間の所定労働時間が20時間未満の労働者については、本制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれないので注意。

⑤ 除外率

別表2の除外率表にある業種の場合、該当する業種の除外率を記入する（非該当の場合は0）。

⑥ 基礎となる常用雇用労働者数

(報告書の公共職業安定所への提出が「有」の方)

報告書の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を記入すること。

(報告書の公共職業安定所への提出が「無」の方)

④常用雇用労働者の数に⑤除外率を乗じて得た数（端数切捨て）を④常用雇用労働者から控除した数を記入すること（除外率0の場合は④を記入）。

⑦ 常用雇用障害者の数

(報告書の公共職業安定所への提出が「有」の方)

報告書の「計」（常用雇用障害者の合計値）を記入すること。

(報告書の公共職業安定所への提出が「無」の方)

以下イ～ニの人数を元に「 $(イ \times 2) + ロ + ハ + (ニ \times 0.5)$ 」を算出し記入すること。

- イ 常用雇用労働者（短時間労働者を除く）で重度障害者の方
- ロ 常用雇用労働者（短時間労働者を除く）で障害者の方
- ハ 短時間労働者で重度障害者の方
- ニ 短時間労働者で障害者の方

※重度障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第2条第1項第3号または第5号で規定する者を指す。

ただし、短時間労働者かつ精神障害者手帳所持者で以下をいずれかを満たす者は、重度障害者と同様にハに含めて算出する。なお、精神障害者が退職し、その退職後3年以内に退職元の事業主と同じ事業主（グループ会社も含む。）に再雇用された場合は以下に該当する場合であっても対象外となる。

- ・申請年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
- ・申請年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

⑧ 実雇用率

(報告書の公共職業安定所への提出が「有」の方)

報告書の「実雇用率」を記入すること。

(報告書の公共職業安定所への提出が「無」の方)

⑦常用雇用障害者の数を⑥基礎となる常用雇用労働者数で除した数に100を乗じた数を記入すること。小数点第3位は四捨五入すること。

【添付物】

返信用封筒(長3サイズに返信先を記入し、84円切手を貼付したもの。)を添えて提出すること。

加えて、添付書類として、以下のとおり常勤雇用障害者の障害者手帳の写し及び常勤確認資料の写しを提出すること。ただし、報告書の公共職業安定所への提出が「有」の事業者は直近の障害者雇用状況報告書(公共職業安定所が受付済のもの。電子申請の場合は受付完了通知または状況確認画面印刷も併せて提出。)の写しで代えることができる。

対象	必要な添付物(いずれも写しの提出)
⑥基礎となる常用雇用労働者数が28人未満の事業者	常用雇用障害者1名分の障害者手帳及び常勤確認資料(※)
⑥基礎となる常用雇用労働者数が28人以上43.5人未満の事業者 ※43.5人以上の事業者は報告書の写しを添付(または3.6%相当数の障害者手帳及び常勤確認資料の提出)	常用雇用障害者2名分の障害者手帳及び常勤確認資料(※)

※常勤確認資料(最新のものを出すること。不要な部分は黒塗り可。)

- ・健康保険等の標準報酬決定通知書(発行元の印または到達番号(電子のみ)があるもの。個人の健康保険証等では不可)
- ・住民税特別徴収税額通知書(市区町村から事業者あて発行されたもの)

障害者手帳等の写しの提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、障害者本人の同意を得ること。

提出された書類は原則返却しないが、返送を希望する事業者はその旨を連絡または余白に記載すること(登録通知書郵送時に同封し返却)。

【提出・問合せ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1(宮城県庁2階)

宮城県出納局契約課管理班

TEL 022-211-3335 FAX 022-211-3399

E-mail keiyakm1@pref.miyagi.lg.jp ※@の前は数字の1

別表1 中小企業者の範囲(中小企業基本法第2条)

業種	資本額・出資総額	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
製造業,建設業,運輸業ほかその他の業種	3億円以下	300人以下

別表2 除外率の表

除外率設定業種	除外率(%)
林業(狩猟業を除く。)	35
金属鉱業	40
石炭・亜炭鉱業	50
採石業,砂・砂利・玉石採取業	10
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)	10
その他の鉱業	10
建設業	20
鉄鋼業	20
非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業を除く。)	5
非鉄金属第1次製錬・精製業	15
船舶製造・修理業,船用機関製造業	5
鉄道業	30
道路旅客運送業	55
道路貨物運送業	20
水運業	10
航空運輸業	5
倉庫業	5
港湾運送業	25
貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15
郵便業(信書便事業を含む。)	20
幼稚園	60
小学校	55
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45
高等教育機関	30
幼保連携型認定こども園	60
医療業	30
児童福祉事業	40
船員等による船舶運航等の事業	80
国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5